



### あなたのまちに 移動販売車が来ます

→経済課(内351)

高齢者の増加が見込まれる中、安心して暮らし続けられる買物環境を維持していくために、市商工会による出張販売を実施します。

場 光公民館前  
問 市商工会 ☎ (042) 323-1011  
催 市商工会・市  
注 荒天時中止する場合があります

◎午前11時～午後1時30分  
※★のみ午後0時30分で終了

日(7月)	出店舗名
21日(木)	ブルーランジェリー ルポン(パン)
28日(木)	le fournil 木もれび(パン)★
29日(金)	しむら青果

### 後期高齢者医療制度

## 保険料賦課決定通知書を郵送

→保険年金課(内319)

令和4年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書を7月下旬に郵送します。この保険料は令和3年中の所得を基に計算しています。被保険者1人当たりの保険料の計算方法や軽減措置等の詳細は通知書に同封している案内をご覧ください。また、保険料の納付方法は原則年金天引き(特別徴収)です。年金天引きができない方は納付書や口座振替で納付ができます。対象の方には通知書に納付書を同封しています。各納期限までに金融機関の窓口や保険年金課(市役所第1庁舎)でお支払いください。

注 3月16日以降に所得税の確定申告を行った方は、令和4年度保険料の当初賦課決定通知書等への反映に間に合わない場合があります。申告書の内容が確認でき次第、保険料額変更などの処理を行います

## 国民健康保険税の 納税通知書を郵送

→保険年金課(内314)

令和4年度の国民健康保険(国保)税納税通知書を7月15日(金)に世帯主へ郵送しました。納付回数は8回(7月・8月・9月・10月・11月・12月・令和5年1月・2月)です。納期限内の納付をお願いします。

国保税納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。また、金融機関窓口での納付のほか、バーコード・確認番号が付いている納付書はコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ(モバイルレジ・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin)・クレジットカード(インターネット利用)でも納付できますので、ご利用ください(納期限まで)。

社会保険など国保以外の保険に加入した場合は脱退手続きが必要です。脱退手続きは郵送でもできます。詳しくは市HP [検索](#) 1001028をご覧ください。保険年金課にお問い合わせください。

### 年金からの特別徴収

65歳以上で次の要件をすべて満たす世帯主は、国保税が年金天引き(特別徴収)になります。口座振替を選択することもできます。希望する方はお問い合わせください。

- 要件**
- 年金が年額18万円以上
  - 1回当たりの国保税と介護保険料の年金天引きの合計額が、1回当たりの年金額の2分の1以下
  - 世帯の国保加入者が全員65歳以上※年度途中で世帯主が75歳になる場合は年金天引きの対象外



納税・決定通知書等発送直後は、電話が集中しつながりにくくなる場合があります。ご理解をお願いします

### 光図書館臨時休館

施設高架受水槽の修繕に伴う建物全体の断水のため、臨時休館します。なお、光図書館以外の図書館は開館します。

7月18日(祝)※19日(火)は開館  
↓光図書館 ☎ 042・576・5907

### 予約制 個人番号カード申請 臨時窓口(オンライン申請)

国立駅前市民サービスコーナー(国立駅前)にたちこくぶんじ市民プラザ内にて、窓口

顔写真を撮影し、オンラインで個人番号カードの交付申請ができます。申請時に、本人確認と暗証番号の設定依頼をすることで、カードを郵送で受け取ることができます。カードの作成には、交付申請後1か月程度かかります。

定 各16人  
申 7月19日(火)～①29日②8月5日③12日④19日⑤26日(土)・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後7時に電話で同サービスコーナーへ※先着順  
注 必ず申請者本人が来庁してください。申請時に本人確認書類

### 7月の環境ひろば

#### 「国分寺市の 外来動植物について」

7月24日(日)午前10時～正午  
場 市役所第1庁舎3階第一・二委員会室  
↓まちづくり計画課 ☎ 042・314・9005



をお持ちでない場合は、郵送で受け取ることはできません  
↓国立駅前市民サービスコーナー  
☎ 042・573・4377

### 職を失われた方の軽減制度 (非自発的失業(離職)者軽減)

次のすべてを満たす方

- 離職時に65歳未満の方
- 雇用保険受給資格者証(\*)をお持ちで、離職理由コードが右表の方(\*)雇用保険の手続きを行う際、ハローワークで発行

11	12	21	特定受給資格者
22	31	32	
23	33	34	特定理由離職者

軽減割合 前年の給与所得を30/100にして算定

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

申 雇用保険受給資格者証の原本と保険証をお持ちのうえ、直接保険年金課(市役所第1庁舎)へ

### 令和4年度からの国保税を改定しました

改定内容 課税限度額を変更。また、未就学児の均等割額を半額に変更

課税限度額	令和3年度	4年度
医療分	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護保険分	160,000円	170,000円

### 国保税減免制度

災害や生活困窮等で国保税の納付が著しく困難な場合は、減免制度があります。減免の可否に関して、災害の場合は災証明書で、生活困窮等の場合は収入・貯蓄などを確認のうえ、生活保護法の保護基準に準じて判定します。

注 各納期限までに保険年金課へ申し出てください

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。